

第33回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ **開催日時** 令和6年(2024年)7月25日(木)14時00分～16時00分

◇ **場 所** 横須賀市消防局庁舎 3階 消防第2会議室

◇ **議 事**

- (1) 委員長の選出
- (2) 職務代理者の指名
- (3) 専門部会委員の指名
- (4) 令和5年度景観法・景観条例の運用状況等について(報告) 資料2
- (5) 令和5年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告) 資料3
- (6) 景観条例の見直しについて(報告) 資料4
- (7) 景観重要樹木の解除について(報告) 資料5
- (8) 令和5年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) 非公開 資料6
- (9) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) 非公開 資料7

◇ **出席者**

委員 11人

柿崎俊道、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、小泉厚、小林正美、田中美帆、松下啓一、柳澤潤、山畑信博、依田彩

(欠席1人 栗原輝男)

事務局 5人

都市部長・三浦勝明、まちなみ景観課長・遠藤盛久、景観担当主査・菊池留奈、屋外広告物担当主査・古川雅人、景観担当者・高橋弦基

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員12人のうち11人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。

また、委員長から議事録署名委員として、柳澤委員と山畑委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、小林委員を委員長に決定した。

2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として国吉委員を指名した。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第5条第1項に基づき、専門部会を置き、同条第2項に基づき専門部会委員として国吉委員、柳澤委員、依田委員を指名した。

4. 令和5年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料2」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（小林委員長）

横須賀中央エリアまちづくり景観協議会の活動の中に、関東学院の学生さんからほとんどの意見が出たのか参考に聞かせてもらいたい。

○回答（事務局）

関東学院の学生さんの多くが横須賀に初めて来たということであった。

実際に横須賀中央エリアの路地を歩いていただき、路地先にある雰囲気の良いお店を見て、学生さんたちは「いいな」と感じていた。

しかしそれと同時に、初めて来た方には路地に入るのが厳しい部分があるという意見もいただいた。横須賀中央エリアは路地が特徴の一つですが、初めて訪れる方にはちょっと入りづらい雰囲気があると感じる方もいるため、路地に気軽に入れるような仕組みや活動を作った方が良いとの意見もいただいた。

5. 令和5年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料3」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（山畑委員）

壁面広告のガラス面に貼り付けたものは、内側から貼り付けたものなのか、外側から貼り付けたものか教えてほしい。

○回答（事務局）

外側に貼り付けたものである。

●質問（山畑委員）

更新の際に、安全点検報告書を提出してもらおうと思うが、今年度や昨年度提出があったものの中に補修や除却が必要な案件はどれくらいあったのか。

○回答（事務局）

商店街のアーケードの腐食が進み、除去したほうが良いと報告をいただいたので、除去に向けて補助金などを紹介して、除去に至った案件が1件あった。

●質問（山畑委員）

広告宣伝車（広告専用のトラック）は横須賀でどれくらい走っているのか。

○回答（事務局）

まったく走っていないわけではないが、ほとんど見かけることはない。

東京都が広告宣伝車について動いていることは把握しているが、横須賀市としてはまだ検討や情報収集の段階である。

●質問（山畑委員）

東京都は都外ナンバーの規制を始めている。

●質問（松下委員）

指導や権力的にではなく、自主的に除去された（経過措置—設置当時は基準を満たしていたが、現状、基準を満たしていない広告）件数を知りたい。

○回答（事務局）

昔は件数が100件近くある状況だったが、毎年毎年自主的に除却していただいて数もかなり少なくなってきた。

■意見（国吉委員）

協力委員の方々の協力を得ながら地道に違反広告の除去をされていて、多くの都市がそこまでできていない中で頑張っているのが、非常に素晴らしいと思っている。

●質問（小林委員長）

実際に直したり、取り外すときのトラブルはないのか。

○回答（事務局）

トラブルになりそうになることはあるが、市職員が間に入って細かく説明をしている。広告を出している側も商売なので、「どうしてくれるんだ」という話になることもあるが、この場所は公共の空間なので許可がなければ設置はできないと説明すれば、大体の方は理解していただける。

6. 景観条例の見直しについて（報告）

（1）事務局から別添「資料4」に基づき説明

（2）質疑・意見等

■意見（小林委員長）

今の報告について、専門部会の委員の方から補足等あればお願いします。

■意見（国吉委員）

専門部会では、この街をどういう風な魅力的なものにしていくかという前向きな議

論を行っている。

全地域を対象にした取り組みを行うのではなく、各地域の特性を育てるというような視点での景観づくりをしないと、市民から見ても、「景観づくりにはどんな意味があるんだ」と思われてしまう。各地域の特性を育てるというような方針を持ちながら、もう少し深く取り組んでいったほうが意義のある景観づくりになるのではないかと思う。

その一方で、景観とは姿だけでなく、その活動も含めたものであり、それが全国的な基盤となっている。そういう意味で、活動を含めた地域の特性をどのように作っていくかがまちづくりに関係してくる。

横須賀市として、まちづくりのトータルな戦略をもって取り組み、その一部を景観づくりも担うといった関係をぜひ作っていただきたいと思う。

■意見（柳澤委員）

学生たちにとってみれば、まちづくりと景観を維持することにはそれほど大きな違いはない。なぜまちづくり協議会と景観協議会が別々に活動しているのか、疑問に感じることも多い。

例えば、学生たちは路地を非常に魅力的に感じている。しかし、景観的には暗く狭いという理由でネガティブに評価されてしまうことがある。

本来最も魅力的な場所は、どぶ板通りなどの歴史的な出来事や背景の中で、時間の経過に伴い変化し、趣のある場所である。

やはり、そういった要素が重ならないと、横須賀の本当の魅力を対外的にアピールすることは難しいと感じている。それぞれの協議会で個別に意見を出すのではなく、どこかのタイミングでこれらが重なるような組織のあり方を考えることが重要である。

駅前の再開発も順次進行していくと思うが、古いものを捨てて新しいものを建てるのが景観として本当に正しいのか、考え直すべきだと感じる。

■意見（小林委員長）

私もほかのシンポジウムで同様な議論を行ったことがある。

景観法ができてから20年の間に全国的なレベルで標準化し、壊されそうな景観を残してきたという守る役割はしっかり果たしてきたと思うが、地域ごとの地域らしさを景観にもっと滲み出させて、特徴付けるという意味では、景観を育てるや、新しい地域にあった景観を推進するというような視点で考えていくべきである。

守っているだけではどこの地域も同じ街並みになってしまうだろう。

■意見（菊竹委員）

少し横道にそれてしまうかもしれないが、先ほどのすかまち景観デザイン賞という事業があったが、こういうことをきちんと表彰していくのは素晴らしいことだと感じる。この事業を行っている「よこすか都市景観協議会」という組織はどういった組織なのか簡単に説明してほしい。

○回答（事務局）

建築士会や建築士事務所協会などの建築関係の団体や、不動産関係の団体などでメンバー構成されている。

よこすか都市景観協議会の目的は、横須賀市の独自の魅力を持つ都市景観の実現に向けて貢献することである。

○回答（小泉委員）

市民に対して景観とはどういうものかを発信していく団体である。

■意見（菊竹委員）

今後、景観審議会とよこすか都市景観協議会などの他の協議会との連携を検討し、進めていくことが良いのではないか。

●質問（松下委員）

適正な土地利用条例の5年に1回、条例の見直しを行うというのはかなり珍しい。この見直しを行う際に、何を見直すのかというテーマをどのようなプロセスで決めているのかが重要である。

問題点や課題を決定するプロセスがしっかりと確立されていないと、「手間がかかるから改正しない」という事態に繋がってしまう。

7. 景観重要樹木の解除について（報告）

（1）事務局から別添「資料5」に基づき説明

（2）質疑・意見等

■意見（柳澤委員）

景観の問題というよりは地域の問題だと思うが、生き物なので、どうしても最後を迎える時が来るのは避けられない。景観重要樹木でなくても、伐採する前に地域でお別れの会のような機会を設けて、みんなが納得してから伐採する方法にしてはどうか。あまりにも突然だと切ない。

学校の都合で勝手に樹木を伐採するのではなく、まず樹木医に診断してもらい、樹木が生きられるかどうかを判断することが重要である。それでも生存や維持が難しいと診断された場合に、地域でお別れの会などを開くなどして、みんなが納得した上で伐採を行うべきである。こうしたプロセスを通じて、新しい環境への変化も受け入れやすくなるのではないかと思う。

●質問（小林委員長）

この問題はやはり管轄が違うため、行政内でもあまり強くは言えないのか。

○回答（事務局）

市役所内で話し合いはできるが、管理する部署にも予算がないなどの問題もある。しかし、景観重要樹木を指定する際には、学校にも理解を得た上で進めているので、勝手な伐採などはしないように強く言っている。

また、景観重要樹木の存在が重要であることを忘れないことが大切であるため、その点についても学校管理課を通じて学校に伝え、話を進めてもらいたいと思う。

●質問（田中委員）

景観重要樹木の指定について、現在横須賀市には235本あるということだが、今後、これを増やしていく予定などはあるのか。

○回答（事務局）

現時点では、特に増やしていく予定はない。しかし、管理している側としては、既存の樹木の管理が難しい状況にあるため、この点については課題であると認識し、管理者と協議していく必要があると感じている。

■意見（田中委員）

このような話が今後も出てきて、それがニューノーマルになっていく中で、景観の話だけでなく、木が存在すること自体が熱対策にもなるのではないかと考えている。

この景観重要樹木という仕組みがあることで、結果的に街が過ごしやすくなり、熱対策にもつながるといった良い仕組みになりえるのではないかと感じた。

8. 令和5年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

9. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

閉会

以上